

女権宣言（1791年）と人権宣言（1789年）¹⁾

—パロディの力—

西 川 祐 子*

La Déclaration des Droits de la Femme et de la Citoyenne (1791) en Tant que
Parodie de Celle des Droits de l'Homme et du Citoyen (1789)

Yuko NISHIKAWA *

1. 女権宣言と人権宣言の対訳

「人間および市民の諸権利の宣言」[Déclaration des droits de l'homme et du citoyen]、いわゆる1789年8月26日のフランス人権宣言の、憲法制定国民議会による可決採択は、フランス大革命の一つのハイライトというべき場面であった。宣言文全17ヵ条の文体は簡潔で力強く、革命の幸福な瞬間の楽天的な確信が読む者に伝わってくる。そこにはその後200年の間、日本国憲法にいたるまで、後世に広く、大きな影響を与えた理念が含まれている。

だがしかし、1791年にオランプ・ド・グージュ（1748—1793）が同人権宣言の文章を1ヵ条ずつ書き替え、後文も付け加えて「女性と女性市民の諸権利の宣言」[Déclaration des droits de la femme et de la citoyenne]と題した小冊子を出版したとき²⁾、彼女はすでに革命のその後の成り行きを目撃していた。オランプ・ド・グージュは、後文において、男たちは女たちの力をも借りて隷属の鎖を打ち砕き、力を伸ばしたのだが、いったん自由の身となると、伴侶の隷属については無関心であると、述べている。フランス語で「人間」を示す語は、英語の[man]の場合と同じく[homme]「男性」である³⁾。人権宣言は現実においては[citoyen]「男性市民」だけのものであることを痛感したオランプ・ド・グージュは人権宣言の1ヵ条1ヵ条の[homme]を[femme]「女性」に、[citoyen]を[citoyenne]「女性市民」に書き替えて、人権宣言のもじり文を作ったのであった。

この論文は、女権宣言を人権宣言のパロディとして、替え歌を本歌と引き合わせながら読む試みである。次に掲げる女権宣言と人権宣言の対訳は、替え歌を本歌と並べて読むとき、もじりの意図がなるべくはっきりと読みとれるような翻訳となるようこころがけた。たとえば[home]の訳語には「男性」を当てるが、これを「にんげん」と読むことにする。

*外国語系列 (Department of Foreign Languages)

DECLARATION DES DROITS DE LA FEMME ET DE LA CITOYENNE⁽²⁾

A décréter par l'Assemblée nationale dans ses dernières séances ou dans celle de la prochaine législature

PREAMBULE

Les mères, les filles, les sœurs, représentantes de la nation demandent d'être constituées en assemblée nationale. Considérant que l'ignorance, l'oubli, ou le mépris des droits de la femme, sont les seules causes des malheurs publics et de la corruption des gouvernements, ont résolu d'exposer dans une déclaration solennelle, les droits naturels, inaliénables et sacrés de la femme, afin que cette déclaration, constamment présente à tous les membres du corps social, leur rappelle sans cesse leurs droits et leurs devoirs, afin que les actes du pouvoir des femmes et ceux du pouvoir des hommes, pouvant être à chaque instant comparés avec le but de toute institution politique, en soient plus respectés, afin que les réclamations des citoyennes, fondées désormais sur des principes simples et incontestables, tournent toujours au maintien de la constitution, des bonnes mœurs, et au bonheur de tous.

En conséquence, le sexe supérieur en beauté comme en courage, dans les souffrances maternelles, reconnaît et déclare, en présence et sous les auspices de l'Être suprême, les Droits suivants de la Femme et de la Citoyenne.

DECLARATION DES DROITS DE L'HOMME ET DU CITOYEN

PREAMBULE

Les représentants du peuple français, constitués en Assemblée nationale, considérant que l'ignorance, l'oubli ou le mépris des droits de l'homme sont les seules causes des malheurs publics et de la corruption des gouvernements, ont résolu d'exposer, dans une déclaration solennelle, les droits naturels, inaliénables et sacrés de l'homme, afin que cette déclaration, constamment présente à tous les membres du corps social, leur rappelle sans cesse leurs droits et leurs devoirs; afin que les actes du pouvoir législatif et ceux du pouvoir exécutif, pouvant être à chaque instant comparés avec le but de toute institution politique, en soient plus respectés; afin que les réclamations des citoyens fondées désormais sur des principes simples et incontestables, tournent toujours au maintien de la Constitution et au bonheur de tous.

En conséquence, l'Assemblée nationale reconnaît et déclare en présence et sous les auspices de l'Être suprême, les Droits suivants de l'Homme et du Citoyen.

女性および女性市民の 諸権利の宣言

国民議会の最終会議あるいは次の立法期の会議で
布告されるために。

前文

国民を代表する母親たち、娘たち姉妹たちは国民議会の構成員となることを要求し、女性の権利についての無知、忘却または軽視こそが万人の不幸と政府の腐敗の原因に他ならないことをかんがえて、女性の他に譲り渡すことのできない、神聖な自然の権利を、厳粛な宣言書のなかに述べようと決意した。その意図するところは、この宣言書を社会構成員の全員につねに示して、たえず彼等の権利と義務を思い起こさせる為である。また女性の権限の行為と男性の権限の行為が政治制度全体の目的とつねに比較検討されなお一層に尊重される為である。そしてまた、女性市民たちの要求が今後は単純で明白な原理にもとづくものとなって、憲法と良俗の維持と万人の幸福に向うようになる為である。

したがって、母性の苦しみににおいて優れた勇気を発揮し、また美においても優れている性は、至高存在の面前で、またその庇護のもとに、以下に掲げる女性と女性市民の諸権利を承認しかつ宣言する。

^{にんげん}男性および^{し み ん}男性市民の 諸権利の宣言

前文

国民議会として組織されたフランス人民の代表者たちは、男性の権利についての無知、忘却または軽視こそが万人の不幸と政府の腐敗の原因に他ならないことをかんがえて、男性の他に譲り渡すことのできない、神聖な自然の権利を、厳粛な宣言書のなかに述べようと決意した。その意図するところはこの宣言書を社会構成員の全員につねに示してたえず彼等の権利と義務を思い起こさせる為である。また立法権の行為と執行権の行為が政治制度全体の目的とつねに比較検討され、なお一層尊重される為である。そしてまた、市民たちの要求が今後は単純で明白な原理にもとづくものとなって、憲法の維持と万人の幸福に向うようになる為である。

したがって、国民議会は至高存在の面前で、またその庇護のもとに、以下に掲げる男性と男性市民の諸権利を承認しかつ宣言する。

Article premier

La Femme naît libre et demeure égale à l'homme en droits. Les distinctions sociales ne peuvent être fondées que sur l'utilité commune.

Article II

Le but de toute association politique est la conservation des droits naturels et imprescriptibles de la Femme et de l'Homme; ces droits sont la liberté, la propriété, la sûreté, et surtout la résistance à l'oppression.

Article III

Le principe de toute souveraineté réside essentiellement dans la Nation, qui n'est que la réunion de la Femme et de l'Homme: nul corps, nul individu, ne peut exercer l'autorité qui n'en émane expressément.

Article IV

La liberté et la justice consistent à rendre tout ce qui appartient à autrui; ainsi l'exercice des droits naturels de la femme n'a de bornes que la tyrannie perpétuelle que l'homme lui oppose; ces bornes doivent être réformées par les lois de la nature et de la raison.

Article V

Les lois de la nature et de la raison défendent toutes actions nuisibles à la société: tout ce qui n'est pas défendu par ces lois, sages et divines ne peut être empêché, et nul ne peut être contraint à faire ce qu'elles n'ordonnent pas.

Article premier

Les hommes naissent et demeurent libres et égaux en droits. Les distinctions sociales ne peuvent être fondées que sur l'utilité commune.

Article II

Le but de toute association politique est la conservation des droits naturels et imprescriptibles de l'homme. Ces droits sont la liberté, la propriété, la sûreté et la résistance à l'oppression.

Article III

Le principe de toute souveraineté réside essentiellement dans la Nation. Nul corps, nul individu ne peut exercer l'autorité qui n'en émane expressément.

Article IV

La liberté consiste à pouvoir faire tout ce qui ne nuit pas autrui: ainsi, l'exercice des droits naturels de chaque homme n'a de bornes que celles qui assurent aux autres membres de la société la jouissance de ces mêmes droits; ces bornes ne peuvent être déterminées que par la loi.

Article V

La loi n'a le droit de défendre que les actions nuisibles à la société. Tout ce qui n'est pas défendu par la loi ne peut être empêché, et nul ne peut être contraint à faire ce qu'elle n'ordonne pas.

第1条

女性は自由なものとして出生し、かつ男性と権利において対等なものとして生存する。社会的差別は共同の利益にのみ根拠を置くことができる。

第2条

すべての政治的結社の目的は、女性と男性の自然の、時効によって消滅することのない諸権利を保全することである。それらの権利とは、自由、所有、安全そして、とりわけ、圧制に対する抵抗である。

第3条

あらゆる主権の本源は本質的に、国民にあり、国民とは女性と男性の結合に他ならない。いかなる団体も、いかなる個人も、明白に国民から発しているのではない諸権力を行使することはできない。

第4条

自由と正義は、他人に属する全てのものを返還することに存する。したがって、女性の自然権の行使は、男性が女性にたいして絶えず敷く専制以外には限界をもっていない。これらの限界は自然の法と理性の法によって修正されなければならない。

第5条

自然の法と理性の法は、社会にとって有害な全ての行動を禁止する。賢明かつ優れた法によって禁じられてはいないことは、すべて、妨げられてはならず、また、いかなるものも、法が命じていないことを為すように強制されることはできない。

第1条

^{ひと}男は自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。社会的差別は共同の利益にのみ根拠を置くことができる。

第2条

すべての政治的結社の目的は、男性の自然の、時効によって消滅することのない諸権利を保全することである。それらの権利とは、自由、所有、安全そして圧制に対する抵抗である。

第3条

あらゆる主権の本源は本質的に、国民にある。いかなる団体も、いかなる個人も、明白に国民から発しているのではない諸権力を行使することはできない。

第4条

自由は、他人に損害を与えないことなら全てをなし得ることに存する。よって男性各人の自然権の行使は、社会の他の構成員にこれらの同じ権利の享有を保障すること以外には限界をもたない。これらの限界は、法によってのみ定められ得る。

第5条

法は、社会にとって有害な行動でなければ、禁止する権利をもたない。法によって禁止されていない全てのことは、妨げられてはならず、いかなるものも、法が命じていないことを為すように強制されることはできない。

Article VI

La Loi doit être l'expression de la volonté générale; toutes les Citoyennes et les Citoyens doivent concourir personnellement, ou par leurs représentants, à sa formation; elle doit être la même pour tous: toutes les citoyennes et tous les citoyens, étant égaux à ses yeux, doivent être également admissibles à toutes dignités, places et emplois publics, selon leurs capacités, & sans autres distinctions que celles de leurs vertus et de leurs talents.

Article VII

Nulle femme n'est exceptée; elle est accusée, arrêtée & détenue dans les cas déterminés par la Loi. Les femmes obéissent comme les hommes à cette Loi rigoureuse.

Article VIII

La loi ne doit établir que des peines strictement & évidemment nécessaires, & nul ne peut être puni qu'en vertu d'une Loi établie et promulguée antérieurement au délit et légalement appliquée aux femmes.

Article IX

Toute femme étant déclarée coupable, toute rigueur est exercée par la Loi.

Article VI

La loi est l'expression de la volonté générale. Tous les citoyens ont droit de concourir personnellement, ou par leurs représentants à sa formation. Elle doit être la même pour tous, soit qu'elle protège, soit qu'elle punisse. Tous les citoyens, étant égaux à ses yeux, sont également admissibles à toutes dignités, places et emplois publics, selon leur capacité et sans autre distinction que celle de leurs vertus et de leurs talents.

Article VII

Nul homme ne peut être accusé, arrêté ni détenu que dans les cas déterminés par la loi et selon les formes qu'elle a prescrites. Ceux qui sollicitent, expédient, exécutent ou font exécuter des ordres arbitraires doivent être punis; mais tout citoyen appelé ou saisi en vertu de la loi doit obéir à l'instant: il se rend coupable par la résistance.

Article VIII

La loi ne doit établir que des peines strictement et évidemment nécessaires, et nul ne peut être puni qu'en vertu d'une loi établie et promulguée antérieurement au délit, et légalement appliquée.

Article IX

Tout homme étant présumé innocent jusqu'à ce qu'il ait été déclaré coupable, s'il est jugé indispensable de l'arrêter, toute rigueur qui ne serait pas nécessaire pour s'assurer de sa personne doit être sévèrement réprimée par la loi.

第6条

法は、一般意志の表明でなければならない、全ての女性市民および、男性市民は、自分自身あるいは代表者をつうじて、法の形成に協力しなければならない。また法は万人に対して同一でなければならない。全ての女性市民および男性市民は法の目には平等であるのだから、その能力にしたがい、その徳性と才能以外には差別をうけることなく、等しくすべての公の位階、地位および職に就くことができなければならない。

第7条

いかなる女性も例外でない。女性は法によって定められた場合であれば、告発され、逮捕され、拘留される。女達は男達と同じく、この厳格な法に従う。

第8条

法は厳格、明白に必要な刑罰でなければ定めはならない。いかなる者も前もって制定公布され、女性にとって適法に適用された法によるのでなければ処罰されることができない。

第9条

いかなる女性も、有罪を宣告された場合は、法律によってあらゆる厳しい処置が執行される。

第6条

法は一般意志の表明である。全ての男性市民は、自分自身あるいは代表者をつうじて、法の形成に協力する権利をもつ。法は保護を与える場合も、処罰を加える場合も、万人に対して同一でなければならない。全ての男性市民は法の目には平等であるのだから、その能力にしたがい、その徳性と才能以外には差別をうけることなく、等しくすべての公の位階、地位および職に就くことができる。

第7条

いかなる男性も法によって定められた場合であって、しかも法が命ずる形式によるのでなければ、告発され、逮捕され、拘束されることはできない。恣意的な命令を要請し、発令し、執行し、あるいは執行させたものは処罰されねばならない。ただし、法によって召喚され、逮捕された市民は、ただちに従わなければならない。これに抵抗すれば有罪となる。

第8条

法は厳格、明白に必要な刑罰でなければ定めはならない。いかなる者も、前もって制定公布され、適法に適用された法によるのでなければ処罰されることができない。

第9条

いかなる男性も有罪を宣告されるまでは、無罪と見なされるものであるから、逮捕することが不可欠と判断される場合であっても、その身柄を確保するために必要でないような全ての強制処置は、法によって厳しく抑圧されなければならない。

Article X

Nul ne doit être inquiété pour ses opinions mêmes fondamentales, la femme a le droit de monter sur l'échafaud; elle doit avoir également celui de monter à la Tribune; pourvu que ses manifestations ne troublent pas l'ordre public établi par la Loi.

Article XI

La libre communication des pensées et des opinions est un des droits les plus précieux de la femme, puisque cette liberté assure la légitimité des pères envers les enfants. Toute citoyenne peut donc dire librement, je suis la mère d'un enfant qui vous appatient, sans qu'un préjugé barbare la force à dissimuler la vérité; sauf à répondre de l'abus de cette liberté dans les cas déterminés par la Loi.

Article XII

La garantie des droits de la femme et de la citoyenne nécessite une utilité majeure; cette garantie doit être instituée pour l'avantage de tous, & non pour l'utilité particulière de celle à qui elle est confiée.

Article XIII

Pour l'entretien de la force publique, & pour les dépenses d'administration, les contributions de la femme et de l'homme sont égales; elle a part à toutes les corvées, à toutes les tâches pénibles; elle doit donc avoir de même part à la distribution des places, des emplois, des charges, des dignités et de l'industrie.

Article X

Nul ne doit être inquiété pour ses opinions, même religieuses, pourvu que leur manifestation ne trouble pas l'ordre public établi par la loi.

Article XI

La libre communication des pensées et des opinions est un des droits les plus précieux de l'homme; tout citoyen peut donc parler, écrire, imprimer librement, sauf à répondre de l'abus de cette liberté dans les cas déterminés par la loi.

Article XII

La garantie des droits de l'homme et du citoyen nécessite une force publique; cette force est donc instituée pour l'avantage de tous, et non pour l'utilité particulière de ceux à qui elle est confiée.

Article XIII

Pour l'entretien de la force publique, et pour les dépenses d'administration, une contribution commune est indispensable; elle doit être également répartie entre tous les citoyens, en raison de leurs facultés.

第10条

いかなる者も、いかに根源的な意見であれ、その意見の表明が法によって定められた公の秩序を乱さない限りは自分のいづく意見のゆえに脅かされることがあってはならない。女性は処刑台にのぼる権利を持っているのだから演壇にのぼる権利も同じく持たなければならない。

第11条

思想および意見の自由な伝達は女性のもっとも貴重な権利の一つである、というのも、この自由が父親たちに親としての資格を、保証するからである。全ての女性市民は、野蛮な偏見に真実を隠蔽せしめることなく、自由に、わたしが貴方に属する子の母親であると言うことができる。ただし、法律によって定められた場合におけるこの自由の濫用については、責任を負わねばならない。

第12条

女性および女性市民の諸権利の保証は重要な利益をもたらすことを必要とする。女性の権利の保証は万人に有利に設けられ、権利を保証される女性たちの個別的利益のために設けられるものではない。

第13条

公安の力の維持と行政の支出のために女性と男性は租税を平等に負担し、女性は全ての労役と激務に参加するのであるから、したがって女性は地位、雇用、責任、位階および職業の分配にも参加しなければならない。

第10条

いかなる者も、自分のいづく意見ゆえに、たとえその意見が宗教上のものであってもその意見の表明が法によって定められた公の秩序を乱さない限りは、脅かされることがあってはならない。

第11条

思想および意見の自由な伝達は男性のもっとも貴重な権利の一つである。したがって全ての男性市民は自由に話し、書き、印刷することができる。ただし、法律によって定められた場合におけるこの自由の濫用については、責任を負わねばならない。

第12条

男性および男性市民の諸権利の保証は公安の力を必要とする。したがってこの公安力は、それを委託される者の個別的な利益のために設けられるのではなく、全ての者のために設けられるのである。

第13条

公安の力の維持と行政の支出のためには、共同の租税が不可欠であって、すべての男性市民のあいだで能力に応じて等しく分担されなければならない。

Article XIV

Les Citoyennes et Citoyens ont le droit de constater par eux-mêmes, ou par leurs représentants la nécessité de la contribution publique. Les Citoyennes ne peuvent y adhérer que par l'admission d'un partage égal, non seulement dans la fortune, mais encore dans l'administration publique, et de déterminer la quotité, l'assiette, le recouvrement et la durée de l'impôt.

Article XV

La masse des femmes, coalisée pour la contribution à celle des hommes, a le droit de demander compte, à tout agent public, de son administration.

Article XVI

Toute société, dans laquelle la garantie des droits n'est pas assurée, ni la séparation des pouvoirs déterminée, n'a point de constitution; la constitution est nulle, si la majorité des individus qui composent la Nation, n'a pas coopéré à sa rédaction.

Article XVII

Les propriétés sont à tous les sexes réunis ou séparés; elles ont pour chacun un droit inviolable et sacré; nul ne peut en être sacré; nul ne peut en être privé comme vrai patrimoine de la nature, si ce n'est lorsque la nécessité publique, légalement constatée, l'exige évidemment, et sous la condition d'une juste et préalable indemnité.

Article XIV

Les citoyens ont le droit de constater, par eux-mêmes ou par leurs représentants, la nécessité de la contribution publique, de la consentir librement, d'en suivre l'emploi, et d'en déterminer la quotité, l'assiette, le recouvrement et la durée.

Article XV

La société a le droit de demander compte à tout agent public de son administration.

Article XVI

Toute société dans laquelle la garantie des droits n'est pas assurée, ni la séparation des pouvoirs déterminée, n'a point de constitution.

Article XVII

La propriété étant un droit inviolable et sacré, nul ne peut en être privé, si ce n'est lorsque la nécessité publique, légalement constatée, l'exige évidemment, et sous la condition d'une juste et préalable indemnité.

第14条

全ての女性市民および男性市民は、自分でまたは代表者によって、公の租税の必要性を確認する権利をもつ。女性市民は富の分配のみならず、公の行政において平等な分配が許され、税金の額、基準、取り立ておよびその期間を定めることに加わるのであれば税に同意しない。

第15条

税負担に関しては女達全体は男達全体と同盟を結び、全ての官吏にたいし、その行政について報告を求める権利をもつ。

第16条

諸権利の保証が確保されず、諸権力の分立も定められていないすべての社会は憲法を持たない。国民を形成する大多数の個人が憲法の起草に加わらない場合、その憲法は無効である。

第17条

財産は結婚していると別れているとにかかわらず、両性に属する。財産は両性にとって侵すべからざる神聖な権利である。いかなる者も真の自然な資産としての財産を奪われることはできない。ただし公の必要が法的に確認され、明白に要求され、正当な事前の補償があるという条件のもとでは別である。

第14条

全ての男性市民は、自分で、または代表者によって、公の租税の必要性を確認し、租税に自由に承認を与え、その用途を追及し、その額、基準、取り立ておよびその期間を定める権利をもつ。

第15条

社会は、全ての官吏にたいし、その行政について報告を求める権利をもつ。

第16条

諸権利の保証が確保されておらず、諸権力の分立も定められていないすべての社会は憲法を持たない。

第17条

所有は、侵すべからざる神聖な権利であるから、いかなる者も、この権利を奪われることはできない。ただし、公の必要が法的に確認され、明白に要求され、正当な事前の補償があるという条件のもとでは別である。

Postambule

Femme, réveille-toi; le tocsin de la raison se fait entendre dans tout l'univers; reconnais tes droits. (. . .) L'homme esclave a multiplié ses forces, a eu besoin de recourir aux tiennes pour briser ses fers. Devenu libre, il est devenu injuste envers sa compagne. O femmes! femmes, quand cesserez-vous d'être aveugles? Quels sont les avantages que vous avez recueillis dans la révolution? (. . .)

Forme du Contrat Social de l'Homme et de la Femme.

Nous N et N, mus par notre propre volonté, nous unissons pour le terme de notre vie et pour la durée de nos penchants mutuels, aux conditions suivantes: Nous entendons & voulons mettre nos fortunes en communauté, en nous réservant cependant le droit de les séparer en faveur de nos enfants, et de ceux que nous pourrions avoir d'une inclination particulière, reconnaissant mutuellement que notre bien appartient directement à nos enfants, de quelque lit qu'ils sortent, et que tous indistinctement ont le droit de porter le nom des pères et mères qui les ont avoués, et nous imposons de souscrire à la loi qui punit l'abnégation de son propre sang. Nous nous obligeons également, au cas de séparation, de faire le partage de notre fortune, et de prélever la portion de nos enfants indiquée par la loi; et, au cas d'union parfaite, celui qui viendrait à mourir, se desisterait de la moitié de ses propriétés en faveur de ses enfants; et si l'un mourait sans enfants, le survivant hériterait de droit, à moins que le mourant n'ait disposé de la moitié du bien commun en faveur de qui il jugerait à propos.

後文

女性よ、目覚めよ。理性の警鐘が世界に鳴り響いている。あなたの権利を自覚しなさい。(・・・) 奴隷であった男は力を増し、鉄鎖を砕くためにあなたたちの力を借りなければならなかった。自由の身となると、男は同伴者にたいし公平を欠く。ああ、女たちよ、女たちよ、いつの日に目を開くのですか。あなたたちは、革命から、どんな利益をうけましたか？(・・・)

男と女の社会契約の形式

私たちNとNは、個人の意志に基づき、生命と互いの愛情の続くかぎり、以下の条件で結ばれます。私たちは財産の共有を了解し、望みますが、財産を私たちの子供たちと、それぞれの恋愛から生まれるかもしれない子供たちに分与する権利は残し、子供たちがどのベッドから生まれようとも、財産は子供たちに直接に属するものであること、また全ての子供は差別されることなく、子供を認知した父たち、母たちの名を名乗ることが出来ることをお互いに認めます。私たちは自分の血をひく子供を否認する人間を処罰する法律に同意することを義務とします。私たちは同じく離婚の際には、法に記載されている子供たちのために一定の財産を先ず差し引いて確保することを約束します。また添い遂げた結婚の場合には、死者の所有物の半分は死者の子供たちのために差し引かれます。死者に子供がいなかった場合には、死者が適当と判断した誰かに共有財産の半分を譲渡するのではないかぎり、両当事者のうちの生存者が財産を相続する権利を持ちます。

2. パロディの必要条件

パロディの定義はさまざまである。たとえば、『世界文芸辞典』（東京堂）には、「戯詩。もじり詩。有名な詩の形式を模倣しながら、内容的には原詩にまったく反する意味を読みこんだり、原詩の主旨をまったくくつがえすような諷刺や皮肉を盛りこんだ詩」と、ある。『世界大百科辞典』（平凡社）は、「ある著名な作品の文体や韻律上の特色をこわさずに字句の変更、入れかえ、誇張などにより、全体として外形とは全く異なった内容を表現する詩文をいう。こっけいや諷刺をねらうことが多い。韻文の詩を主とするが、必ずしもこれに限らない。パロディは創造性にとほしく、したがって芸術的価値が低いともみなされる。(・・・)とくに16世紀のポリフォニー(多声音楽)時代には、ある楽曲の旋律や構成法をかりて作曲された類似の楽曲を意味した。この場合、諷刺やこっけいが目的ではなく、むしろ敬意の表明とみられた点は文芸の場合と異なる」と、している。

パロディについての様々な定義の共通点は、本歌の形式と文体の踏襲である。議論の分かれるところは、1) 替え歌の作者自身が、本歌の滑稽化と諷刺を目的として書いたものでなければ、パロディと呼ぶことは出来ないのかどうか。滑稽化を目的とするかどうかとも関連して、2) 替え歌は本歌を越えることがあり得ないのかどうか、の2点にまとめることが出来よう。本論文は、2) に関しては、替え歌は本歌をもじりながら本歌を越えることがあり得るのであり、そのときパロディはパロディとしての破壊力を発揮すると同時に創造的にも成り得るとする立場をとる。1) にかんしても、作者の真面目な模倣の意図にもかかわらず、また真面目であればあるほど模倣は本歌のある隠れた側面をグロテスクに拡大し、滑稽化することがあり得ると考える。

女権宣言は人権宣言の17ヵ条の形式と文体に忠実である点でパロディとしての第1条件を具えている。だが、オランプ・ド・グージュが単に滑稽化と諷刺を目的として女権宣言を書いたということは出来ない。彼女は革命のはじまる以前から劇作家になろうとして、多数の戯曲を書いているが、そのなかには奴隷解放をテーマにした作品など、現実の社会改革を目指した作品がある。1789年以後には、いくつかの政治的主張、实际的、具体的な要求を掲げたパンフレットを出版している。パンフレットである女権宣言にも、「国民議会の最終会議あるいは次の立法期の会議で布告されるために」と書いている。むろん、このとき実現することは無かったが、すでに1790年にコンドルセが女性にも市民権を、と主張していたことでもあり⁴⁾、オランプ・ド・グージュには何らかの期待があったであろう。これから見るように、オランプ・ド・グージュは市民的権利そのものの価値を信じていたし、革命にも期待していた。真面目な意図をもって書かれた女権宣言には、真面目であればあるほど本歌の人権宣言の自由と平等の論理そのものによって人権宣言が越えられてゆく面白さがある。この論文は替え歌を本歌の一字一句と比較検討するとによって、本歌の持つ隠れた差別的側面が替え歌によってあきらかになるところを見ると同時に、それ以上に替え歌が本歌の枠組みを越えて発展してゆく、そのゆき先を突き止めようとするものである。

オランプ・ド・グージュは女性が男性と対等に市民社会に参加することを要求したのであ

た。市民は革命によって国民議会へ代表者を送り、憲法制定にも参加することになった。人権宣言の前文に記されているように人権宣言はその国民議会によって起草されたのであった。ところが国民議会に代表者を送ることも、代表者となることも無かった女性は、女権宣言の前文において先ず、国民議会の構成員となることを要求しなければならなかった。替え歌に指摘されて初めて、国民議会に女性議員が一人もいないことの不思議さが見えてくる。

1789年の人権宣言は、これから制定されるべき憲法の基礎となるべき理念をうたったものであった。第16条には「諸権利の保証が確保されておらず、諸権力の分立も定められていないすべての社会は憲法を持たない」、だからこそ人権宣言が必要だといっているのだが、女権宣言がその後に付け加えた文章は重要である。「国民を形成する個人の大多数が憲法の起草に加わらない場合、その憲法は無効である」。この場合の大多数が女性を指していることは言うまでもない。女権宣言が出版された1791年に第1次憲法の制定があったのだが、これに女性が参加することはなかった。全体の半分である女性の存在をくりかえし思い出させ付け加えることによって、パロディとしての女権宣言は本歌の隠された欠陥を明らかにしている。

替え歌には、こういった付け加えだけでなく、本歌の重要な箇所の省略もみられる。人権宣言前文にある立法権と行政権の互いの独立と調和をうたった文章は、憲法制定を目指している国民議会にとっては、大切な一節である。だが替え歌である女権宣言には、この部分が省かれて、代わりに女性の権限の行使と男性の権限の行使が政治制度全体の目的とどう調和するかという男女平等の問題にすりかわっている。後に検討するように替え歌の省略には一定の特徴がみられる。

自由と平等は自然権に由来することをうたった人権宣言第1条、政治の目的は自然権の保全であるとする第2条、主権在民をあきらかにしている第3条、以上の冒頭3ヵ条は人権宣言全体の理念をあらかじめ概括し、自由の基本を説いた箇所である。女権宣言は、男性がもっているのと同じ権利が、生存にともなう自然権として女性にもあることを強調している。しかし「男性」を「女性」で置き換え、または「男性」に「女性」を付け加えると、他の字句にも微妙な変更が生じていることに注意してパロディを読むことが必要であろう。

女権宣言の場合は対等の対象ははっきりと男性である。第1条の文章の主語は人権宣言においては「男達」ないし「人間達」と、定冠詞つきの名詞複数となっている。それぞれが互いの対等を尊重しなければならないという主旨だからである。ところが女権宣言第1条の最初の文章は、より抽象的な概念を表す定冠詞つき名詞の単数「女性」となっている。個と個の間の対等以上に女性一般と男性一般の対等のほうが緊急の問題であると意識されているのであろう。

替え歌の第2条は「男性」に「女性」が加わった他は本歌と全く同文であるようにみえるが、じつは「とりわけ」という強調のための副詞が、1語だけ、挿入されている。自然権の内容として人権宣言があげているものと同じ権利を列挙しているが、「自由、所有、安全そして、とりわけ、圧制に対する抵抗」と、抵抗権が重視されている。付け加えられた1語によって読者が立ち止まるとき、読者の脳裏には、閉じ込められる女性や殴られる女性のイメージが閃きはしないだろうか。たった1語が女性の被抑圧の立場を浮かび上がらせているところにパロディとしての優秀さ

がある。

女権宣言第3条は国民の内容を、男性に加えて女性と規定して明快である。こう書かれたときはじめて、人権宣言の〔homme〕は、じつは男性だけを指していたのだということがはっきりとする。

自由の本質を説く人権宣言第4条は、他人の権利の侵害をもって自由の唯一の限界と定めたのであるが、パロディはさっそく男性の専制が現実には女性の自由を抑圧し、女性の権利を侵害している事実をつきつける。パロディによって男性市民は自分たちが築いた論理に従ってゆけば当然、家庭内の他者の存在にゆきあたることに気づかされる仕組みである。

全体を見渡すと、人権宣言がくりかえす以上に、女権宣言は自然権をくりかえし引き合いに出し、自然権を根拠にして市民としての権利すなわち市民権を要求している。だが、生存しているという理由で個人に属している自然権を社会の一員であるという理由で個人に属するものとなる市民権と交換するためには、社会参加に伴う義務を女性もまた、引き受けなければならない。男性市民に遅れて社会参加を要求する女権宣言には、義務の履行をあまりに性急に、また熱心に約束するという特徴がみられる。

たとえば人権宣言第7条は、一般意志の表明としての法律を説明している第6条のその先をうけて、人身の自由を束縛することにもなる法の濫用をいましめている条項である。ところが女権宣言の同じ条項は、法の裁きや拘束を受ける点では、「いかなる女性も例外でない」ことを特にのべ、法の濫用をいましめる後半は省略したため、義務だけを強調する結果となった。

同じく人権宣言第9条は、有罪が決定するまでの人間はすべて無罪として取り扱われなければならない、身柄拘束その他の強制処置の濫用を取り締まる法の必要性を説いている。ところが女権宣言の同条項は逆に、あらゆる強制処置の執行を甘んじて受けることを女性に義務づけようとしている。先の第7条とこの第9条だけは他の条文にみられる傾向とは逆に、替え歌の文章のほうが本歌の文章よりも短くなっている。省略された箇所は、市民の資格と権利を得た後にはじめて生じる、次の段階の問題である。市民権をこれから要求するオランプ・ド・グージュは戦略上、これを省略したのかもしれない。だが省略は権利を要求するものの危険な性急さを浮き彫りにしている。

女権宣言はまた、第13条にみられるように、租税その他の義務の分担にも積極的な姿勢を示している。租税だけでなく、労役や激務への参加を要求し、そういった義務の履行と引き換えに女性の社会的進出、地位、雇用、責任、位階の分配を要求している。

オランプ・ド・グージュのいう「全ての労役と激務」〔à toutes les corvées, à toutes les tâches pénibles〕には、兵役の義務は含まれていたのだろうか。フランス革命は国民軍を作り出した。人権宣言第12条には人権の保証は「公安の力を必要とする」〔nécessite une force publique〕とある。〔la force publique〕は直訳すれば公権力である。人権宣言の翻訳ではその内容を具体的に示すため「公の武力」と訳されてきたが、軍隊の他に警察を含むなら「公安の力」となる。女権宣言は、このところを「公安の力」の代りに、女権の保証は「重要な利益をもたらすことを必要と

する」[nécessite une utilité majeure]と書き替えた。オランプ・ド・グージュには、武力や抑圧装置にたいする警戒心があったから、字句の変更を行ったと考えられよう。だが、彼女はここでは「公安の力」という語を避けながら、次の第13条では、人権宣言と同じく「公安の力」の維持のための支出を認めている。オランプ・ド・グージュは女性の国民衛兵をつくって、マリー=アントワネットの監視ないしは護衛をさせよという提案を行ったこともある。オランプ・ド・グージュのこの矛盾と兵役の問題は、後世のフェミニズムにいたるまで尾を引く困難な問題となって残るであろう。じっさい20世紀にあっては、婦人参政権の獲得と戦争協力とが天秤にかけられた事実がある。

兵役の問題は、社会参加が実現して、女性が疎外からの回復に成功し、社会内部のメンバーとなるや、こんどは先程まで自分自身がいた外部にたいして抑圧を行う立場になりうる可能性を示しており、女性の平和的な特質といった神話によっては解決できない。女権宣言がさまざまな義務を過剰なまでにひきうけて、市民社会への参加を要求するとき、一般意志によって形成される法は、その抑圧的な危険な側面を拡大してみせる。パロディのグロテスクな効果である。

女権宣言のなかで最も有名になった一句は、意見の自由を表明している人権宣言第10条のパロディに付け加えられた「女性は処刑台に上る権利をもっているのだから、演壇に上る権利も同じく持たなければならない」であった。万人の発言の自由という、革命の明るい側面を象徴する演壇、公衆の視線を集めるために同じく高い台の上に組み立てられた処刑台という革命の暗い象徴が視覚的なイメージの類似によってつなぐられ、その対照の大胆さが同時代人の心を打ったのであった。しかも運命は、2年後の1793年にオランプ・ド・グージュその人が処刑台に登る場面を加筆して、この一句にブラック・ユーモアの効果を与えた。

1793年にオランプ・ド・グージュが革命裁判所において死刑の宣告をうけたとき、女権宣言の出版は、有罪の理由のなかに数えられはしなかった。オランプ・ド・グージュは革命を支持しながら王室に同情的であったが、ルイ16世の国外逃亡失敗を契機に王権に反対、しかしルイ16世の処刑がきまると、死刑一般に反対するがゆえに王の処刑に反対する立場を表明した文章を発表し、それが彼女の逮捕と有罪判決の理由となった。女権宣言にも、マリー=アントワネットへの手紙が付されるという側面があった。

オランプ・ド・グージュが処刑されたこの年には、オランプ・ド・グージュの他に王妃マリー=アントワネットと、ジロンド党の影の指導者といわれたロラン夫人も処刑台に上った。当時、『モニトゥール』紙は、政治的立場はそれぞれ異なり、処刑の理由も同じではない3人の女性を同罪として論じ、「革命裁判所はこの三つの処刑によって良い模範を示した。共和主義女性は家庭の女の務めをまもり、集会で発言しようと思ってはならない」と書いた。女権論者にたいする男性市民の反感はそれほど大きく、女権拡大の結果は、男性市民たちの既得権を脅かすにいたると、正確に理解していたというべきであろう。

なお、1789年の人権宣言は最後の第17条に所有の不可侵の条項をおき、いかなる者もこの神聖な権利を侵されることは出来ないとした。1789年の人権宣言が無産者の立場からは持てる者、す

なわちブルジョワジーの人権宣言と呼ばれるゆえんである。替え歌である女権宣言はこの第17条に、「財産は結婚していると別れているとにかかわらず両性に属する」という、非常に現実的な要求を付け加えた。フランスの法律はこの時代からナポレオン民法を経てじつに1970年代の一連の離婚を含む法律改正にいたる長い期間、結婚した女性を、未成年、精神薄弱者と並ぶ法律上の無能力者と規定したのであった。有産階級の既婚女性は自己の財産の処分の権利を持たない点で無産者と同じく男性市民のエゴイズムを批判するべき立場にあった。

ここまでの分析はいずれもパロディとしての女権宣言が人権宣言の欠陥、男性市民のエゴイズムを暴く例であった。では、パロディは多くの定義がそういつているように本歌を越えないものなのだろうか。だが、女権宣言は人権宣言の模倣には終わっていない。人権宣言には無かった長い後文もつけ加えられている。

4. パロディの力——市民的結婚と近代家族を越えて

1789年の人権宣言には、婚姻と家族の問題をとりあげた条文がなかった。積極的な意味での市民とは、財産と妻子を擁した男性市民であるという理解が成立していたためであろう。しかし女性が主権者として語りはじめようとするとき、所有の権利を積極的に主張するとき、婚姻と家族はあらためてとりあげざるを得ない問題であった。女権宣言は、表現の自由をうたうべき第11条において唐突にこの問題を取りあげている。

パロディである女権宣言は、表現の自由は女性にとって最も貴重な権利の一つであると、強調した後に「なぜならこの自由が、父親達に親としての資格を保証するからである」と付け加えている。つまり、もし女性に表現の自由を与えないのであれば、あなたがた男性は女性のお腹の子供が自分の子供であるのかどうか、どうやって確かめるつもりなのですか、と男性をからかっているのであって、こう言われた男性は哄笑してパロディの力に降参する他あるまい。だが、女性が告げる父親の名前は結婚している夫の名前であるとは限らない。「野蛮な偏見が真実を隠蔽せしむることなく」と、わざわざ断るのはむしろ結婚以外の性関係から生まれる子供について言う場合であると思われる。[la légitimité des pères envers des enfants] は、直訳すれば「父の子に対する正統性」である。あるいはさらに説明的に「子供に対する父親の親子関係の正統性」と訳す方がよいかもしれない。辻村みよ子訳は「子供に対する父親の嫡出関係」であり、水田珠枝訳も「父親と子供の嫡出関係」である。しかし「嫡子」は「庶子」の反対語として用いられ、正式の妻から生まれ、父親の跡を継ぐ可能性をもった子供の意味である。「嫡出関係」も、男性本位の一夫一婦婚の原則があつての語であるから、この場合には避けた方がよいのではなからうか。ここではむしろ、子供の存在と母親からの申告によって父親が父親として認知され親の権利を与えられるのである。英語訳は「この自由が父親による子供の認知を確保する」[since that liberty assures the recognition of children by their father] となっているが、これは父系観念にとらわれた結果からくる誤訳というべきであろう。

フランス革命の政策は私生児を生んで10年のあいだ養育した未婚の母親にたいしては公的な報償を約束したが、姦通から生まれた私生子に関しては旧制度の法をそのまま継承して父の姓は与えなかった。認知の条件は厳しく、父子関係の探索は事実上、禁じられていた。オランプ・ド・ゲージュの女権宣言第11条は父子関係の探索よりさらに進んで、母親による父子関係の申告を合法と認めよというものであるから、画期的な要求であり、自分自身、私生子として生まれ育ったオランプ・ド・ゲージュ自身の厳しい体験に基づいた発想であった。

女権宣言のこの条項には、結婚は契約にもとずいて両性の合意のもとにおこなわれるが、家族の長は1人、原則として男性とさだめる市民的結婚とそこから生まれる近代家族をつくりかえる意図があるものとおもわれる。女権宣言の後文にある「男と女の社会契約」の提案をみればさらに明らかであろう。

オランプ・ド・ゲージュの提案する新しい結婚契約の形は、200年後の先進国に見られる婚姻と近代家族の変容を先取りしたものと言えないだろうか。ここに描かれた集合離散の自由をもつ男女の寄り合い婚は、男女双方の子供たちのためにおおの財産の半分を割こうとしている。むろん男女が対等に社会的地位と収入を持つ前提でなければ成り立たない婚姻であり、家族である。親子関係の否認を罰する法律を制定したとしても、必ずしも女性に有利ではなく、女性のほうがより多く子供の養育を引き受け、おそらく母系的な家族がつけられる可能性が多い。じっさい現在、未婚の母を名乗る女性のほうが、未婚の父を名乗る男性よりも多い事実が語るとおりである。女性は負担をひきうけて社会を変えてゆくであろう。この契約が成立すれば、私有財産についての観念も変わらざるを得ないことが予想される。

フェミニズムは市民社会にたいする遅れてきた参加要求であり、二流市民をつくらせられてきた。たしかに女権宣言は、男性市民以上に義務をひきうけることに熱心であり、財産にも固執するであろう市民の諷刺画のような女性市民の姿を描いてみせる。しかし女性が市民的社会にたいして市民的権利を要求しはじめる瞬間から、市民社会はその歴史的段階にとどまっていることが出来ないことは上記のようにあきらかである。従来の女性史は市民的婦人運動といった用語を、たとえばプロレタリア的婦人運動の対語として用いてきたのであるが、女性が市民となるや、市民社会そのものが変容を始めることをパロディはあきらかにしている。

注

1) 本論文は、1988年10月10日に関西フランス史研究会第15回研究大会において口頭発表した原稿に加筆訂正をしたものである。なお、女権宣言訳稿は『資料フランス革命』(岩波書店、1989)に収める予定である。

2) オランプ・ド・ゲージュ自身が1791年に出版した小冊子には「マリー=アントワネットへの手紙」が「前文」の前に付されているが、ここではこれを省略した。また、「後文」も紙面の都合上、抄訳した。宣言文そのものは、全文を収録した。

3) 英語においても「人間」は〔man〕であることと関連して、「アメリカ独立宣言」の〔man〕を〔woman〕に書きかえた“Declaration of Sentiments”(1848年)が興味深い。これもまた女権宣言であった。

4) Condorcet; *Sur l'admission des femmes au droit de cité, Les Femmes dans la Révolution Française*, EDHIS, T. 2, 1982

参考文献

I. Olympe de Gouges について

1. DUHET, Paule-Marie; *Les Femmes et la Révolution 1789-1794*, Collection Archives, Julliard, 1971.
2. BLINC, Olivier; *Olympe de Gouges*, Syros, 1981.
3. CHAUVEL, Geneviève; *Olympe, roman*, Olivier Orban, 1987.
4. ミシュレ (三宅徳嘉他訳), 『革命の女たち』, 市民文庫, 河出書房, 1952.
5. ラボー, ジャン (加藤康子訳) 『フェミニズムの歴史』, 新評論, 1987.

II. Déclaration des Droits de la Femme et de la Citoyenne について

1. ALBISTUR Maité et ALMOGATHE Daniel; *Histoire du Féminisme Français*, Des Femmes, 1977.
2. GAY REVY, Darline; BRANSON APPLEWHITE, Henriette et DUHAM JOHNSON Mary; *Women in Revolutionary Paris 1789-1795*, University of Illinois Press, 1979.
3. *Les Femmes dans la Révolution Française*, EDHIS, T. 2, 1982.
4. *Cahiers de Doléances des Femmes et d'Autres Textes*, préfacé par Paule-Marie DHUET, Des Femmes, 1981.
5. 鈴木安蔵, 「フランス革命における『女性および女市民の権利宣言』」, 『立正法学』, vol. 8, no.1, 1974.
6. 辻村みよ子訳 「女性および女性市民の諸権利の宣言」, 『ジュリスト. 増刊総合特集3』, 1976.
7. 水田珠枝, 『女性解放思想の歩み』, 岩波新書, 1973.

III. Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen について

1. BLUM, Eugène; *La Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen*, F. Alcan, 1909.
2. Extrait des procès-verbaux de l'Assemblée Nationale, Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen, EDIMAF, 1981.
3. MORANGE, Jean; *La Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen*, Que sais-je, 1988.
4. 山本桂一訳 「人および市民の権利宣言」, 『人権宣言集』, 岩波文庫, 1957.
5. 稲本洋之助訳 「人および市民の権利の宣言」, 『事典現代のフランス』, 大修館, 1977.
6. 宮沢俊義 『憲法Ⅱ新版』法律学全集4, 有斐閣, 1974.
7. 長谷川正安, 『フランス革命と法』, 三省堂, 1984.
8. 河野健三, 「フランス革命の人間宣言」, 『東洋学術研究』, 東洋哲学研究所, 1988.